

子 総発 0330 第 1 号  
社 援基発 0330 第 2 号  
障 企発 0330 第 1 号  
老 高発 0330 第 1 号  
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課長

社会・援護局福祉基盤課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老健局高齢者支援課長

（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人の設立の認可等については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）により定められておりますが、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）の施行に伴い、新たに「介護医療院」が創設されることを踏まえ、今般、別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

【新旧対照表】「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">障 企 第 5 9 号 社 援 企 第 3 5 号 老 計 第 5 2 号 児 企 第 3 3 号 平成 12 年 12 月 1 日 <u>（最終改正：平成 30 年 3 月 30 日）</u></p>	<p style="text-align: center;">障 企 第 5 9 号 社 援 企 第 3 5 号 老 計 第 5 2 号 児 企 第 3 3 号 平成 12 年 12 月 1 日 <u>（最終改正：平成 28 年 11 月 11 日）</u></p>
<p>都道府県 各 指定都市 民生部（局）長 殿 中核市</p>	<p>都道府県 各 指定都市 民生部（局）長 殿 中核市</p>
<p style="text-align: center;">厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長 厚生省社会・援護局企画課長 厚生省老人保健福祉局計画課長 厚生省児童家庭局企画課長</p>	<p style="text-align: center;">厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長 厚生省社会・援護局企画課長 厚生省老人保健福祉局計画課長 厚生省児童家庭局企画課長</p>
<p style="text-align: center;">社会福祉法人の認可について（通知）</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人の認可について（通知）</p>
<p>社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和 39 年 1 月 10 日社発第 15 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧局長通知」という。）及び「社会福祉法人の認可について」（昭和 62 年 2 月 4 日社庶第 23 号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧課長通知」という。）においてお示ししてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成 12 年法律第 111 号）の公布・施行に伴い、旧局長通知を廃止し、新たに「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）を定めたところであります。</p> <p>このため、旧課長通知についても廃止し、社会福祉法人の設立の認可等を行う際の審査要領について、新たに別紙のように定めたので、御了知の上、適切な指導監督に当たって</p>	<p>社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和 39 年 1 月 10 日社発第 15 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧局長通知」という。）及び「社会福祉法人の認可について」（昭和 62 年 2 月 4 日社庶第 23 号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧課長通知」という。）においてお示ししてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成 12 年法律第 111 号）の公布・施行に伴い、旧局長通知を廃止し、新たに「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）を定めたところであります。</p> <p>このため、旧課長通知についても廃止し、社会福祉法人の設立の認可等を行う際の審査要領について、新たに別紙のように定めたので、御了知の上、適切な指導監督に当たって</p>

いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

別 紙 社会福祉法人審査要領

第 1 社会福祉法人の行う事業

1 (略)

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。

(1) (略)

- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。

(3) ～ (5) (略)

いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

別 紙 社会福祉法人審査要領

第 1 社会福祉法人の行う事業

1 (略)

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。

(1) (略)

- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。

(3) ～ (5) (略)